



目 次

告 示

○街並み景観協議会の変更……………

（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…二

公 告

○市街地再開発組合の理事長の変更……………

（都市整備局市街地整備部再開発課）…五

告 示

●東京都告示第六十六号

東京のしやれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京

都条例第三十号）第二十九条第一項の規定により、街並み

景観協議会（以下「協議会」という。）の名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 街並み景観ガイドラインの名称

日本橋川沿い地区街並み景観ガイドライン

二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積

日本橋川沿い地区

中央区日本橋一丁目、八重洲一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内（別図のとおり）

約十一・七ヘクタール

三 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人日本橋リバーオークエリアマネジメント

代表理事 山本 徳治郎

中央区日本橋室町三丁目二番一号

四 準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインを作成

した街並みデザイナーの氏名又は名称

株式会社日本設計

株式会社日建設計

ラグアルダロウ・ジャパン株式会社

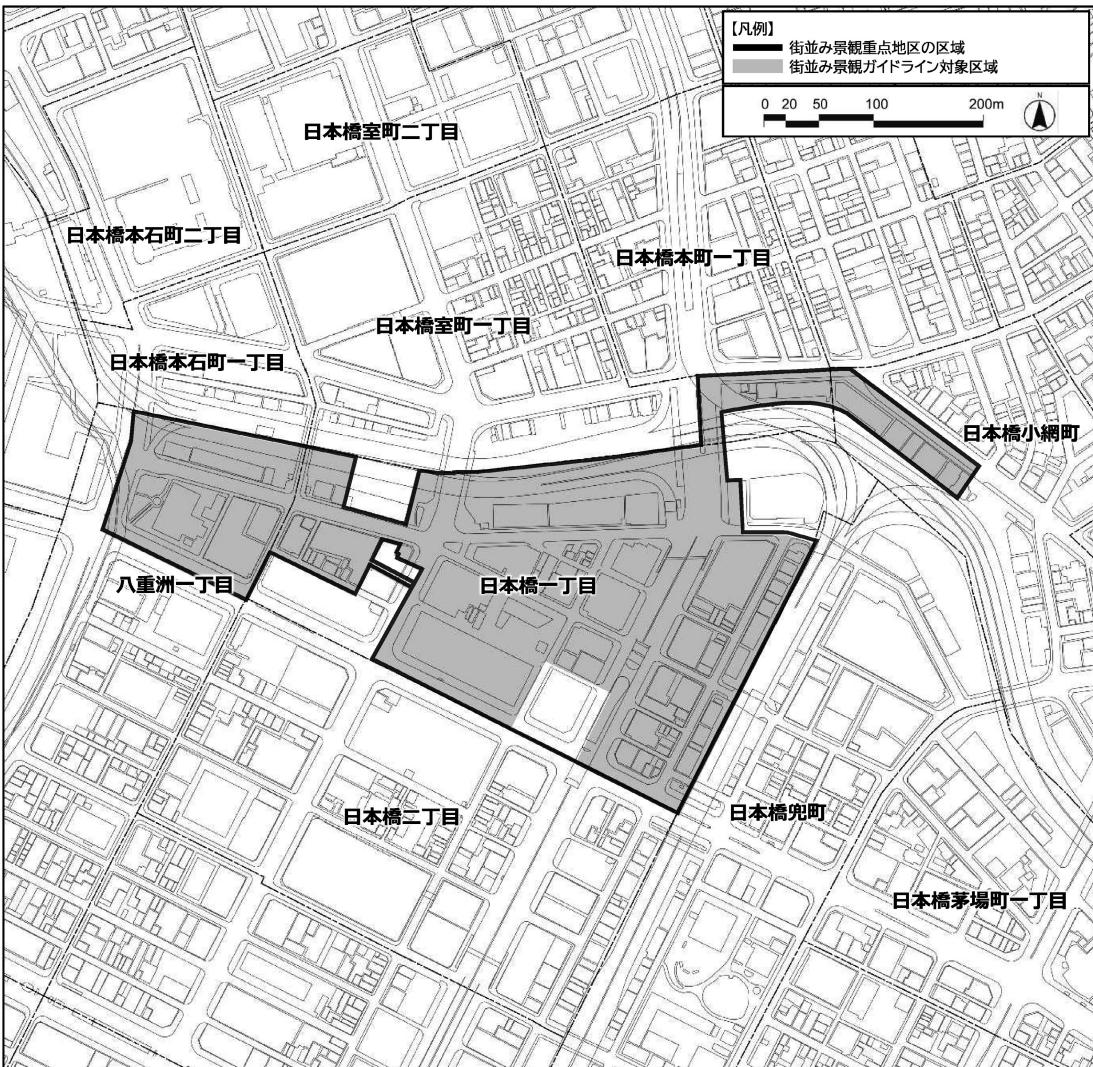
街並み景観ガイドラインの閲覧場所

一般社団法人日本橋リバーオークエリアマネジメント

ト内

別図

街並み景観重点地区 日本橋川沿い地区 区域図



○東京都告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年一月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十八日

東京都知事 小池百合子
千住夢の島

二 変更の区間 江東区新砂一丁目六百三十三番一地内から同区夢の島一丁目二番三十五地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり